

萩市自然災害による住宅等への土砂流入被害復旧事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自然災害により小河川、住宅裏手等から原則として住宅に土砂が流入した場合並びに農地及び農業用排水路に土砂が流入した場合に、応急の土砂撤去を行う費用を補助し、もって被災住民が早期に安定した生活を可能とすることにより地域の維持発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住用の家屋（倉庫、納屋及び店舗は除く。）
- (2) 小河川 市の管理河川以外で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の適用を受けない河川（農業用排水路を除く。）
- (3) 費用
 - ア 小河川からの土砂流入撤去に要する費用は、工事請負業者等の算出した見積額と国土交通省及び山口県の土木工事設計算出基準により算出した金額のいずれか低い方の金額
 - イ 住宅裏手等からの土砂流入撤去に要する費用は、工事請負業者等の算出した見積額
 - ウ 農地及び農業用排水路の土砂撤去に要する費用は、撤去するための機器のリース料金（運搬費を含む。）の額

(補助金の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる費用は、次に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。

- (1) 小河川から住宅への土砂流入等の撤去費用で工事請負業者が実施するもの
- (2) 住宅裏手等の崩壊による住宅への土砂流入等の撤去費用で工事請負業者が実施するもの
- (3) 農地、農業用排水路に流入した土砂の撤去費用で農地等の受益者が機器のリースを受け共同（2人以上）作業で土砂の撤去を実施するもの
- (4) その他市長が特に必要と認めるもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条第1号及び第2号の場合は補助金対象費用から5

万円を控除し、残りの額に2分の1を乗じた額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）以内とし、同条第3号の場合は補助金対象費用の全額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の規定により算出された補助金の額が20万円を超えるときは、20万円を限度とする。
- 3 前条第4号の場合は、その都度定める。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、萩市自然災害による住宅等への土砂流入被害復旧事業費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 第3条第1号及び第2号の場合

- (1) 委任状（別記第2号様式）
- (2) 誓約書（別記第3号様式）
- (3) 位置図
- (4) 平面図又は見取り図
- (5) 見積書

- 3 第3条第3号の場合

- (1) 位置図
- (2) 平面図又は見取り図
- (3) 関係者名簿（別記第4号様式）
- (4) 見積書（1日当たりのリース料金が分かるもの）

（補助金の交付申請者）

第6条 補助金の交付申請ができる者は、第3条第1号及び第2号にあっては工事施工者とし、同条第3号にあっては共同作業をする受益者の代表者とする。同条第4号にあってはその都度定める。

（補助金の交付の決定等）

第7条 市長は、申請書を受理したときは、速やかに現場を確認し補助金交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金交付の可否を決定したときは、萩市自然災害による住宅等への土砂流入被害復旧事業費補助金交付承認通知書（別記第5号様式）又は萩市自然災害による住宅等への土砂流入被害復旧事業費補助金交付不承認通知書（別記第6号様式）により、当該補助金申請者に通知するものとする。

(事業完了に係る届出)

第8条 前条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けて工事を施行する者（以下「補助工事施行者」という。）は、工事が完了したときは、萩市自然災害による住宅等への土砂流入被害復旧事業費補助金工事完了届（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(完了検査)

第9条 市長は、前条に規定する完了届を受理したときは、速やかに現場立会検査を行うものとする。

2 前項の規定による現場立会検査の結果、市長が補助金交付承認の内容に適合していないと認めるときは、補助工事施行者に対して手直しを命じることができる。

(補助金の交付時期)

第10条 市長は、前条の現場立会いの結果、補助金交付承認の内容に適合していると認めるときは、補助工事施行者が提出する補助金交付請求書（別記第8号様式）により速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助工事施行者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 第9条第2項の命令に従わないとき
- (3) 市長の付した条件又は指示等に従わなかったとき

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に当該申請者に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
(萩市小河川災害復旧費補助金交付要綱及び萩市林地災害対策事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 萩市小河川災害復旧費補助金交付要綱
 - (2) 萩市林地災害対策事業補助金交付要綱

別記

第1号様式の1（第5条関係）

萩市自然災害による住宅等への土砂流入被害復旧事業費補助金交付申請書

年 月 日

萩市長 あて

工事施工者 住 所
氏 名 ④
(電話)

萩市自然災害による住宅等への土砂流入被害復旧事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

工事施工場所	萩市 字 番地				
工 事 の 概 要	幅員	延長	高さ	体積	工 事 費
	m	m	m		円
工事費内訳	m	m	m		円
補助金申請額	円				
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで				
工 事 請 負 者	住 所				
	氏 名 (社名) (電話)				

添付書類 1 委任状 2 誓約書 3 位置図
4 平面図又は見取り図 5 見積書

交付要綱第3条第1号及び第2号共通
(土木課・林政課共通)

別記

第1号様式の2（第5条関係）

萩市自然災害による住宅等への土砂流入被害復旧事業費補助金交付申請書

年 月 日

萩市長 あて

工事施工者 住 所
氏 名 ④
(電話)

萩市自然災害による住宅等への土砂流入被害復旧事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

工事施工場所	萩市 番地
工事の概要	
補助金申請額	円
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
資機材リース業者	住 所
	氏 名 (社名) (電話)

- 添付書類 1 位置図 2 平面図又は見取り図
3 関係者名簿 4 見積書

交付要綱第3条第3号関係
(農政課のみ使用)

第2号様式の1 (第5条関係)

委 任 状

私は、このたび萩市 番地 を代理人と定め、
次の権限を委任します。

萩市 番地 の工事施工場所に関する一切の権限

年 月 日

河川等の所在	面 積 (㎡)	権利を有する者の住所氏名	印
		住所	
		氏名	
		住所	
		氏名	
		住所	
		氏名	
		住所	
		氏名	
		住所	
		氏名	

交付要綱第3条第1号関係
(土木課のみ使用)

第2号様式の2（第5条関係）

委 任 状

私は、このたび萩市 番地 を代理人と定め、
次の権限を委任します。

萩市 番地 の工事施工場所に関する一切の権限

年 月 日

住 所
氏 名

印

第3号様式の1（第5条関係）

誓 約 書

このたび、萩市自然災害による住宅等への土砂流入被害復旧事業費補助金交付申請に係る災害復旧工事は、私が責任をもって施工します。

また、災害復旧工事が完了した後は、整備河川を適正に維持管理するとともに、敷地の諸権利の調整紛争及び当該河川上の事故等については、私が責任をもって処理し、貴市に一切迷惑をかけません。

年 月 日

萩市長 あて

工事施工者 住 所
氏 名

㊟

交付要綱第3条第1号関係
(土木課のみ使用)

第3号様式の2（第5条関係）

誓 約 書

このたび、萩市自然災害による住宅等への土砂流入被害復旧事業費補助金交付申請に係る災害復旧工事は、私が責任をもって施工します。

また、工事における調整紛争については、私が責任をもって処理し、貴市に一切迷惑をかけません。

年 月 日

萩市長 あて

工事施工者 住 所
氏 名

印

交付要綱第3条第2号関係
(林政課のみ使用)

第4号様式（第5条関係）

関係者名簿

農地等の所在	面積 (㎡)	共同作業を行う者の住所氏名	印
		住所	
		氏名	
		住所	
		氏名	
		住所	
		氏名	
		住所	
		氏名	
		住所	
		氏名	

交付要綱第3条第3号関係
(農政課のみ使用)

第5号様式の1 (第7条関係)

第 号
年 月 日

萩市自然災害による住宅等への土砂流入被害復旧事業費補助金交付承認通知書

様

萩市長 印

年 月 日付けで申請のあった萩市自然災害による住宅等への土砂流入被害復旧事業費補助金の交付については、次のとおり承認しますので、萩市自然災害による住宅等への土砂流入被害復旧事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

工事施工者住所・氏名						
工事施工箇所（地番）						
工事完了期限						
認定工事費			円	交付承認額		円
工事概要 工事費 及び 内 認識	幅員	延長	高さ	体積	認定工事費	
	m	m	m		円	
	計					
条件						

* 工事完了後、工事完了届及び請求書に必要事項を記入の上、工事写真（完了後）の写しを添付し、提出してください。

交付要綱第3条第1号及び第2号共通

（土木課、林政課使用）

第5号様式の2（第7条関係）

第 号
年 月 日

萩市自然災害による住宅等への土砂流入被害復旧事業費補助金交付承認通知書

様

萩市長 印

年 月 日付けで申請のあった萩市自然災害による住宅等への土砂流入被害復旧事業費補助金の交付については、次のとおり承認しますので、萩市自然災害による住宅等への土砂流入被害復旧事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

申請者住所・氏名		
工事施工箇所（地番）		
工事完了期限		
申請額	円	交付承認額 円
条件 農地又は農業用排水路の土砂撤去は、受益者が自発的に行うものであり、復旧工事に関して事故があった場合、市は責を負わないものとする。		

工事完了後、工事完了届及び請求書に必要事項を記入の上、工事写真（完了後）の写しを添付し、提出してください。

交付要綱第3条第3号関係
（農政課のみ使用）

第6号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

萩市自然災害による住宅等への土砂流入被害復旧事業費補助金交付不承認通知書

様

萩市長 印

年 月 日付けで申請のあった萩市自然災害による住宅等への土砂流入被害復旧事業費補助金の交付については、次の理由により不承認としたので、萩市自然災害による住宅等への土砂流入被害復旧事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

不承認の理由

交付要綱第3条第1号から第3号まで共通

第7号様式の1 (第8条関係)

萩市自然災害による住宅等への土砂流入被害復旧事業完了届

年 月 日

萩市長 あて

工事施工者 住 所
氏 名

㊞

萩市自然災害による住宅等への土砂流入被害復旧事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

工事完了年月日	年 月 日		
補助承認年月日	年 月 日	工事完了の期限	年 月 日
認定工事費	円	交付承認額	円
工事箇所			
工事発注人			
住所・氏名			

交付要綱第3条第1号及び第2号関係
(土木課、林政課使用)

第7号様式の2（第8条関係）

萩市自然災害による住宅等への土砂流入被害復旧事業完了届

年 月 日

萩市長 あて

工事施工者 住 所
氏 名

㊦

萩市自然災害による住宅等への土砂流入被害復旧事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

工事完了年月日	年 月 日		
補助承認年月日	年 月 日	工事完了の期限	年 月 日
認定工事費	円	交付承認額	円
工事箇所			
機器リース業者			
住所・氏名			

交付要綱第3条第3号関係
(農政課のみ使用)

第 8 号様式

補助金交付請求書

平成 年 月 日

萩 市 長 あて

工事施行者 住所
氏名 ⑩

萩市自然災害による住宅等への土砂流入被害復旧事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額 円

工事箇所

発注人住所

氏名

(農政関係は発注人 住所・氏名省略)

交付要綱第 3 条第 1 号から第 3 号まで共通
完了届に添付